

# ○松本市市道等境界確認事務取扱要綱

平成27年3月31日  
告示第106号  
改正 平成30年3月30日告示第94号

## (目的)

第1条 この要綱は、道路、河川等の適正な管理を行うため、松本市が管理する道路、河川等の用地に係る境界確認事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (境界確認事務の対象)

第2条 この要綱の対象となる境界確認事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により市長が認定した道路の用に供されている市が所有する土地（以下「市有地」という。）と隣接する土地との境界確認
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第100条第1項の規定により市長が指定した準用河川の用に供されている市有地と隣接する土地との境界確認
- (3) 松本市公共物の管理等に関する条例（平成7年条例第4号）第2条に定める公共物の用に供されている市有地と隣接する土地との境界確認
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める市有地と隣接する土地との境界確認

## (申請者の範囲)

第3条 境界確認の申請は、市有地に隣接する土地の所有者が行うものとする。ただし、当該境界確認をしようとする土地（以下「申請地」という。）の所有者が次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者が申請することができる。

- (1) 法人の場合 法人の代表者。ただし、当該法人が解散又は倒産している場合は、清算人又は破産管財人とする。
  - (2) 死亡している場合 相続人全員又は他の相続人全員から委任を受けた相続人。ただし、相続人のうちに所在が不明である等の特別な理由があると認める者がいるときは、この限りでない。
  - (3) 複数の場合 共有者全員又は他の共有者全員から委任を受けた共有者。ただし、共有者のうちに所在が不明である等の特別な理由があると認める者がいるときは、この限りでない。
  - (4) 未成年者、成年被後見人等の場合 法定代理人
- 2 前項の規定にかかわらず、開発行為に伴う申請の場合には、当該開発行為の施行者が、所有者の委任を受け申請することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、公共事業施行のための申請の場合には、施行主体の官公署が申請することができる。

## (境界確認申請)

第4条 境界確認の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、境界確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しな

ければならない。ただし、市長が必要でないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (1) 位置図 縮尺1,000分の1から2,500分の1程度の地図に、申請地を示したもの
- (2) 公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条の規定による地図及びこれに準ずる図面をいう。以下同じ。）の写し 申請地、申請地と市有地の双方に隣接する土地（以下「隣接地」という。）及び確認しようとする境界を挟んだ申請地の反対側の土地（以下「対側地」という。）のもので申請日前1カ月以内に発行されたもの
- (3) 登記事項証明書 申請地、隣接地及び対側地のもので申請日前1カ月以内に発行されたもの。ただし、申請地以外のものにあっては、申請日前1カ月以内に発行された登記事項要約書をもってこれに代えることができる。
- (4) 地積測量図（不動産登記令（平成16年政令第379号）第2条第3号に規定する図面をいう。以下同じ。） 申請地、隣接地及び対側地のもの
- (5) 関係地権者一覧表
- (6) 委任状（様式第2号）又は法定代理人であることを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

#### （事務代行者の選任）

第5条 申請者が前条に規定する申請をしようとするときは、原則として土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条第1項の規定に基づく登録を受けた者（以下「土地家屋調査士」という。）を、事務代行者として選任するものとする。

#### （費用の負担）

第6条 境界確認に要する費用は、申請者の負担とする。

#### （事前調査）

第7条 市長は、申請書が提出されたときは、速やかに申請書及び添付書類を審査し、申請地、隣接地及び対側地について、次に掲げる事項を事前に調査するものとする。

- (1) 市が保有する過去の境界確認に係る記録（以下「立会記録」という。）
- (2) 前号の調査により必要があると認めるときは、現在の状況

2 市長は、事務代行者に立会記録（境界確認の実施に必要な範囲に限る。）を提供し、前項の事前調査を行わせることができる。

#### （境界立会）

第8条 市長は、前条の事前調査の結果により境界確認を実施することが適当であると認めるときは、申請者及び次条に定める関係地権者の立会いにより、申請地において境界の確認（以下「境界立会」という。）を行うものとする。

#### （関係地権者）

第9条 境界立会に出席が必要な関係地権者は、次に掲げるものとする。

- (1) 隣接地の所有者
- (2) 対側地の所有者
- (3) その他市長が必要と認める者

- 2 市長は、関係地権者の法定代理人又は関係地権者から委任を受けた者であることを証する書類の提出があったときは、当該関係地権者に代わって当該法定代理人又は委任を受けた者を境界立会に出席させることができる。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該隣接地又は対側地に係る関係地権者の境界立会への出席を省略することができる。
  - (1) 法務局備付の地積測量図又は第14条に規定する境界確定図（以下「地積測量図等」という。）が存在し、当該地積測量図等に示された位置に境界標又は境界を示す杭等（以下「境界標等」という。）が存在することが現地において確認できるとき。
  - (2) 筆界特定制度又は裁判所の判決により境界が確定しているとき。
  - (3) 申請地と対側地の間の市有地の現況幅員が4メートル以上あり、地積測量図等に示された当該市有地の幅員が現地において十分確保されていると確認できる場合で、将来の対側地の境界確定に支障が生じないと認められるとき。
  - (4) 対側地の所有者の所在が不明である等の特別な理由があると市長が認めたとき。

#### (立会日)

第10条 市長は、申請者又は事務代行者と協議し、境界立会の日時（以下「立会日」という。）を決定するものとする。

- 2 最初の立会日は、申請書を受理した日から起算して2カ月以内の日とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、3カ月以内の日とすることができる。

#### (立会日の通知)

第11条 申請者又は事務代行者は、前条の規定により決定した立会日を、立会日の7日前までに関係地権者に通知しなければならない。

#### (境界立会の方法)

第12条 境界立会は、立会日に申請者及び関係地権者が同時に出席し、行うものとする。ただし、関係地権者が立会日出席できないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合は、この限りでない。

#### (境界の合意)

第13条 申請地と市有地との境界について、境界立会により申請者及び関係地権者全員から同意が得られた場合には、境界の合意が成立したものとする。

- 2 市長は、隣接地の所有者からの同意が得られない場合で、申請地と当該隣接地との境界に接しない地点までの境界を確定する必要があると認める場合には、境界線の線形の整合性が将来にわたり確保され、隣接地の所有者に明らかな不利が生じないと認められる地点まで境界の合意をすることができる。
- 3 申請者又は事務代行者は、前2項の規定により境界の合意が成立したときは、速やかに境界標等を設置しなければならない。

#### (境界の確定)

第14条 申請者は、境界立会により境界の合意が成立した場合には、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 前条の境界の合意に基づき土地家屋調査士が作成した地積測量図又はこれと同等

と認められる図面（以下「境界確定図」という。）

（2）関係地権者の同意を得たことを示す書類

（3）その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の境界確定図等が提出されたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、境界確認通知書（様式第3号）を交付することにより、境界を確定するものとする。

#### （境界確認の不調）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、境界を確定しないこと（以下「不調」という。）とする。

（1）3回以上の境界立会を実施しても境界の合意が成立せず、かつ、最初の立会日から起算して6カ月を経過した場合

（2）市長が申請書を受理した日から起算して2カ月（第10条第2項ただし書の場合にあっては、3カ月）を経過しても境界立会が実施されない場合

（3）申請者又は事務代行者が、境界の合意が成立した立会日から起算して3カ月を経過しても、正当な理由なく境界確定図等を市長に提出しない場合

（4）申請者が第3条に規定する申請者の範囲に該当しないことが判明した場合

（5）境界立会に出席し、境界に同意した者が第9条に規定する関係地権者に該当しないことが判明した場合

2 市長は、前項の規定により不調となった場合には、境界確認不調通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者又は事務代行者は、第1項第3号、第4号又は第5号の規定により不調となつた場合にあっては、不調となつた旨を関係地権者に報告しなければならない。

#### （境界立会結果報告書の作成）

第16条 市長は、境界立会を行つた場合には、申請地、立会日、出席者、立会経過、立会結果等を記載した境界立会結果報告書を作成し、関係書類とともに保管しなければならない。

#### （申請の取下げ）

第17条 申請者は、境界立会の実施前にあっては、境界確認申請取下書（様式第5号）を市長へ提出し、申請を取り下げることができる。

#### （確定箇所の境界立会）

第18条 市長は、既に境界が確定した箇所（以下「確定箇所」という。）については、原則として再度の境界確認を行わないものとする。ただし、確定箇所について再度の境界立会を行う必要があると市長が特に認める場合は、この限りでない。

#### （境界立会等の委託）

第19条 市長は、境界立会及びこれに付随する業務を委託することができる。

2 前項の規定により境界立会を行う受託者は、その業務を行うに当たっては、身分証明書（様式第6号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第94号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。